

参考資料

令和 5 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 6）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その6)

議案第 41 号 堺市基金条例の一部を改正する条例 1

議案第 42 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園
以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 3

<議案第41号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例（平成26年条例第48号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
堺市大規模災害被 災地等支援基金	(略)	堺市大規模災害被 災地等支援基金	(略)
(新設)		堺市職員退職手当 基金	<u>本市職員の退職手当の支給に要する資金に充てるた め</u>
堺市財政調整基金	(略)	堺市財政調整基金	(略)
	(略)		(略)

＜議案第42号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例＞

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準) 第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員に兼ねることができる。 <u>ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u>	(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準) 第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員に兼ねることができる。 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。
【新設】 (園舎及び園庭) 第10条 1・2 (略) 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号の要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって次の全ての要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設け	(園舎及び園庭) 第10条 1・2 (略) 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号の要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって次の全ての要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設け

ることができる。

(1) (略)

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
(略)		
4階以上 の階	常用 避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ることができる。

(1) (略)

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
(略)		
4階以上 の階	常用 避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

(3)～(8) (略)

4～8 (略)

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第13条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。

【新設】

(懲戒に係る権限行使における禁止事項)

第27条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等の行為をしてはならない。

附 則

(3)～(8) (略)

4～8 (略)

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第13条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第27条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時ににおいて、園児の教育及び保育を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8～10 (略)

【新設】

【新設】

1.1 前2項の規定により第8条第3項の表備考1に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8～10 (略)

1.1 第8条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

1.2 前項の場合において、当該看護師等は、第8条第3項の表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

1.3 附則第9項から附則第11項までの規定により第8条第3項の表備考1に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(職員の資格等)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならぬ職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4</u> <u>第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p>	<p>(職員の資格等)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならぬ職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5</u> <u>第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p>
<p>2～6 （略）</p> <p>（食事）</p> <p>第16条 （略）</p>	<p>2～6 （略）</p> <p>（食事）</p> <p>第16条 （略）</p> <p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p>第17条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(職員の資質の向上)</p> <p><u>第17条</u> （略）</p> <p>（子育て支援事業）</p> <p><u>第18条</u> （略）</p> <p>（保育時間並びに開園の日数及び時間）</p>	<p>(職員の資質の向上)</p> <p><u>第18条</u> （略）</p> <p>（子育て支援事業）</p> <p><u>第19条</u> （略）</p> <p>（保育時間並びに開園の日数及び時間）</p>

第19条 (略)

(情報開示)

第20条 (略)

(入園する子どもの選考)

第21条 (略)

(子どもの健康及び安全の確保)

第22条 (略)

(教育及び保育の評価等)

第20条 (略)

(情報開示)

第21条 (略)

(入園する子どもの選考)

第22条 (略)

(子どもの健康及び安全の確保)

第23条 (略)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第24条 認定こども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの自動車からの降車の際に、当該装置を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

(教育及び保育の評価等)

第23条 (略)

(認定こども園である旨の掲示)

第24条 (略)

(地方裁量型認定こども園の設置者)

第25条 地方裁量型認定こども園の設置者（設置者が法人である場合にあっては、第1号の要件に限り、当該法人の役員とする。）は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第36条第4項各号のいずれにも該当しないこと。

(2)・(3) (略)

附 則

(認定こども園の教育及び保育に従事する職員の数等に係る特例)

1・2 (略)

3 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び第6項において同じ。）をもって代えることができる。

第25条 (略)

(認定こども園である旨の掲示)

第26条 (略)

(地方裁量型認定こども園の設置者)

第27条 地方裁量型認定こども園の設置者（設置者が法人である場合にあっては、第1号の要件に限り、当該法人の役員とする。）は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2)・(3) (略)

附 則

(認定こども園の教育及び保育に従事する職員の数等に係る特例)

1・2 (略)

3 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

4・5 (略)

【新設】

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)		
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

4・5 (略)

6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)		
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者
附則第6項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者	看護師等

【新設】

する者

**令和5年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その6）

令和5年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101
U R L <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076

